

海なり、是他郡に同じからず。

〔地名字音轉用例〕雜ノ轉用

さはら 早良筑前郡 佐波良 ウノ韻ヲハニ用ヒタリ

〔日本紀略一 醍醐〕延喜十六年八月廿二日甲辰、太宰府言上、筑前國早良郡司、今月八日解云、十〇件誤恐
郡司三宅春則宅、今月三日未刻、牝牛生犢、頭兩分、胸腹合體、前足有四、後脚有兩、圖其形體言上者、府
令下筮、

〔筑前國續風土記 四〕那珂郡

日本紀神功皇后紀に讃縣とあり、是此郡の事、國史に見えたる初めなり、日本後紀に淳和天皇天長三年七月七日慶雲に筑前國那珂郡とあり、此時は已に那珂と書り、この郡西は早良郡に隣り、東は糟屋、席田、御笠郡に續き、南は山を隔て肥前に接し、北は海濱にいたる、東西短く南北長し、中に那珂川流れ、源より六里にして海に入る、水勢盛にして田地に漑事廣し、故に大旱の歲といへども旱損の愁なし、深山少くして美材乏し、然れども郡中に福岡博多有、故貨財を交易するに宜敷、大底國の東西の中央に有て、四方運送の便よし、國なかに有郡なれば、那珂と名付るにや、

〔日本書紀 仲哀八十七〕八年正月壬午、幸筑紫、己亥、到讃縣、因以居櫛日宮、
〔類聚國史 八十七〕延暦十二年八月戊辰、遞送筑前國那賀郡人三宅連眞繼於本鄉、莫聽入京、以其在京中、屢有濫行也、

〔大内家壁書〕從山口於御分國中行程日數事略○中

筑前國略○中 那珂郡五日請文十五日○中

寛正二年六月廿九日

〔筑前國續風土記 五〕席田郡

那珂郡

備中守奉秀明○下

席田郡